

地域型食品企業等連携促進事業実施要領

制定 令和 7 年 3 月 31 日 6 新食第 2408 号
農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）通知

第 1 通則

地域型食品企業等連携促進事業補助金交付等要綱（令和 7 年 3 月 31 日付け 6 新食第 2374 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）別表 1 に定める地域型食品企業等連携促進事業（以下「本事業」という。）の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

第 2 定義

本要領における用語については、次のとおりとする。

- (1) 「地域連携推進支援プラットフォーム」（以下「全国プラットフォーム」という。）とは、令和 7 年度持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築委託事業において全国規模で構築するプラットフォームをいう。
また、全国プラットフォームの運営主体を「プラットフォーム事務局」という。
- (2) 「地域連携推進支援コンソーシアム」（以下「地域コンソーシアム」という。）とは、都道府県が、自ら管轄する区域において設置するもので、食品製造業者、食品加工業者、食品卸売業者、食品仲卸業者、食品小売業者、中食事業者、外食事業者等（以下「食品等事業者」という。）を核として、農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体とともに、金融機関、大学等の高等教育機関、試験研究機関、商工会・商工会議所等の商工系団体、農業・産業振興公社、地方公共団体等（以下「支援機関」という。）、関連産業の事業者、消費者等が参画するコンソーシアムをいう。
- (3) 「新たな食品ビジネス」とは、地域の食品等事業者が農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等の地域コンソーシアムの参画者と連携・協調して取り組む地域の持続的な食料システムの確立に資する新たなビジネスモデルをいう。
- (4) 「地域連携推進コーディネーター」とは、プラットフォーム事務局に所属する地域の持続的な食料システムの確立に資する知識とアイデア、具体的な支援実績、人的ネットワークを有し、さらにビジネスの戦略構築やコーチングスキル等の専門的な知見を有する者をいう。
- (5) 「地域型協調領域実証」とは、地域の持続的な食料システムの確立に当たって地域コンソーシアムの食品等事業者とその他の関係者が協調して取り組むべき課題に対して、その解決に資する共同実証・研究をいう。

第 3 補助事業者等の要件等

1 補助事業者の要件

別表 1 第 1 の（1）の事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げる条件を全て満たす都道府県であるものとする。なお、事業の実施に当たっては、事業実施計画を別表 2 の配分基準に照らし、予算の範囲内で補助事業者へ配分することとする。

- (1) 地域コンソーシアムの参画者のほか、本事業の内容に照らして必要となる関係機関との連携体制が構築されていること。
- (2) 当該都道府県に設置された地域コンソーシアムに属する支援機関の一部が、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）が国会審議を経て成立した場合、改正後の食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の

促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号。以下「食料システム法」という。）第11条に基づく連携支援計画の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができると思込まれるものであること。

（3）取得した個人情報適切に取り扱う体制が構築されていること。

（4）経理について複数の者による審査体制が構築されていること。

（5）別表1第2の（1）の③及び④については事業実施年度の8月までを目途に、同表1第2の（1）の⑤については9月中までを目途に、同表第2の（2）又は（3）については事業実施年度の10月からを目途に取組を開始できる見込みであること。

2 別表1第2の（2）及び（3）の事業を行う者（以下「間接補助事業者」という。）は、地域コンソーシアムの参画者である食品等事業者とし、事業ごとの別記に掲げる要件を全て満たすこととする。

第4 事業の内容

本事業において実施する事業の内容については、別表1第2に掲げるものとする。

第5 補助対象経費

補助対象経費として計上できる範囲は、本事業を実施するために直接必要な別表1第3に定める経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるものとする。その経理に当たっては、別表3に定める費目ごとに整理するとともに、他の事業費と区別して経理を行うこととする。

また、補助事業者にあつては別表1第1の（1）の事業を他の者に委託して行わせることができる。

第6 事業実施期間

本事業の実施期間は、補助金の交付決定の日から令和8年3月31日までとする。

第7 補助事業者の事業実施手続

1 事業実施計画の作成等

（1）補助事業者は、別記様式第1号により事業実施計画を作成し、交付等要綱第7第1項の交付申請書の提出より前に、事業実施計画書を地方農政局長等（補助事業者の主たる事務所が北海道に所在する場合にあつては北海道農政事務局長、補助事業者の主たる事務所が沖縄県に所在する場合にあつては内閣府沖縄総合事務局長、補助事業者の主たる事務所がその他の都府県に所在する場合にあつては主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。また、交付等要綱第5第2項の規定に基づく事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止をする場合は、別記様式第1号に準じて事業実施計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。このとき、地方農政局長等は、必要に応じて、事業実施計画の内容及び変更内容を調整することができるものとする。

（2）補助事業者は、間接補助事業の交付決定をしたときは、交付申請書に添付されている別記様式第2号による事業実施計画書の写しを速やかに地方農政局長等に提出しなければならない。

2 事業の着手

（1）補助事業者は、交付等要綱第9第1項の規定による通知を受けた後に補助事業に着手するものとする。

（2）前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により、交付決定の通知を受ける前に事業を実施する必要がある場合、補助事業者は、その理由を明記した別記様式第3号

による交付決定前着手届出書を、補助事業者にあつては地方農政局長等に、間接補助事業者にあつては都道府県知事（当該間接補助事業者の主たる事務所に係る区域を管轄する都道府県知事をいう。以下同じ。）に提出した上で事業に着手するものとし、着手した取組については、当該取組の後に交付決定の通知を受けた範囲において、補助の対象とすることができる。

- (3) 前項の規定により交付決定の通知を受ける前に事業を実施する補助事業者又は間接補助事業者は、交付決定の通知を受けるまでに実施する事業に関して、理由を問わず交付決定を受けられなかった場合は自らの負担となること及び不可抗力を含むあらゆる事由によって生じた損失は自らの責任とすることを了知の上で実施するものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

交付等要綱第5第2項の農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）（以下「総括審議官」という。）が別に定める重要な変更は、次のとおりとする。

- (1) 事業の内容の追加又は削除
- (2) 目標年度及び成果目標の変更を伴う事業実施計画の変更
- (3) 事業実施計画書の別添3(4)イ「想定する新しい食品ビジネス等の概要」の変更

4 事業の委託

補助事業者は、補助事業を第三者に委託する場合は、次に掲げる事項を事業実施計画の別添3(10)イ「積算内訳」の備考欄に記載するものとする。

なお、委託する場合の契約には、原則として、精算条項を付すものとする。

- (1) 委託先が決定している場合は委託先名
- (2) 委託する事業の内容及び当該事業に要する経費

第8 事業実施状況及び事業の評価の報告

- 1 補助事業者及び間接補助事業者は、補助事業の成果目標の達成に向けた事業実施状況及び成果目標の達成状況についての自らの評価を、別記様式第4号により、事業実施年度から目標年度までの間について、毎年、間接補助事業者にあつてはそれぞれの年度の翌年度の6月末までに都道府県知事に、補助事業者にあつては当該年度の9月末までに地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、前項の規定により補助事業者から報告を受けた場合は、その内容の評価を行い、成果目標の達成が図られるよう補助事業者に指導するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により地方農政局長等から指導を受けた場合は、成果目標の達成に向けた取組を行うものとする。
- 4 地方農政局長等は、第1項の報告内容及び第2項の指導内容を、毎年12月末までに総括審議官に報告するものとする。

第9 収益納付

- 1 補助事業者は、当該事業の実施による別表1(2)の新商品等の販売に係る収益の状況について、補助事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、間接補助事業者からの報告を受けて速やかに、別記様式第5号により地方農政局長等に報告しなければならない。
- 2 間接補助事業者は、当該事業の収益の状況について、間接補助事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、各決算期の終了後（半年決算の事業者にあつては、下半期の決算の終了後）2月以内に、別記様式第5号により都道府県知事に報告しなければならない。
- 3 地方農政局長等は、補助事業者又は間接補助事業者が相当の利益を得たと認めた場合には、その収益の全部又は一部の金額について、補助事業者に納付を命じることができ

るものとする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、補助事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

第10 特許権等の帰属

本事業を実施することにより特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、商標権、意匠権、意匠登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び育成者権（以下「特許権等」という。）が発生した場合には、その特許権等は事業実施主体に帰属するが、特許権等の帰属に関し、次の条件を遵守するものとする。

また、事業を事業実施主体から受託する団体にあっても同様に、次の条件を遵守するものとする。

- （１）本事業において得た成果物に関して特許権等の出願又は取得を行った場合には、その都度遅滞なく総括審議官に報告すること。
- （２）国が公共の利益のために特に必要があるとして、その理由を明らかにして当該特許権等を利用する権利を求める場合には、無償で国に許諾すること。
- （３）当該特許権等を相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、国が特許権等の活用を促進するために特に必要があるとして当該特許権等を利用する権利を求めるときは、当該権利を第三者に許諾すること。
- （４）本事業期間中及び本事業終了後５年間に於いて、事業実施主体又は本事業を受託する団体が、特許権等について、国以外の第三者に譲渡し、又は利用を許諾するときは、事前に総括審議官と協議して承諾を得ること。

なお、事業実施主体と当該事業を受託する団体との間における事業成果の取扱いについては、事業開始前に、両方で協議及び調整を行うこと。

第11 その他

- １ 補助事業者は、補助事業の終了後も、地域コンソーシアムの自発的な活動に向けて取り組み、新たな食品ビジネス等を継続的に創出することができる体制を整備するよう努めるものとする。
- ２ 補助事業者は、本事業の普及のため、地方農政局長等の求めに応じ、都道府県名及び事業概要を公表することについて応じなければならない。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第３の１の（２）、別表１の第４のただし書その他の改正法施行後の計画認定に関する規定については、改正法附則第１条柱書に規定する施行日から施行する。

別表 1（第 3、第 4 及び第 5 関係）

第 1 区分	第 2 事業内容	第 3 補助対象経費	第 4 補助率
（1）地域食料システムプロジェクト推進事業	（1）地域食料システムプロジェクト推進事業 都道府県が地域コンソーシアムを設置し、地域の新たな食品ビジネスの創出及び協調領域の開拓（以下「食品ビジネスの創出等」という。）の取組を支援するため、以下に掲げる事業を実施する。 ① 地域コンソーシアムの設置・運営 補助事業の運営を行う事務局として、地域コンソーシアムを設置し、運営する。また、食品等事業者を中心とした多様な関係者の地域コンソーシアムへの参画を促す取組を行う。 ② 情報発信 地域コンソーシアムの取組について情報発信を行い、その取組の進展に資するよう、事業者等の地域コンソーシアムへの参画を促すため、ホームページの構築・運営を行う。 ③ 研修会の開催 地域連携推進コーディネーター及び専門家による、持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義や地域コンソーシアムの参画者を対象とした食品ビジネスの創出等の意識醸成等に資する講義を年に 1 回程度開催する。 ④ 専門部会の開催 食品ビジネスの創出等を検討するため、課題別に専門部会を開催する。 開催に当たっては、検討するテーマを設定して、テーマごとに専門部会を組成し、年に 2 回程度開催する。 ⑤ 地域戦略マッチングの実施 ④の専門部会での検討結果を基にした新たな食品ビジネス及び地域型協調領域実証（以下「新たな食品ビジネス等」という。）の戦略構想を検討する会議及び食品ビジネスの創出等	（1）地域食料システムプロジェクト推進事業 ① 地域コンソーシアムの設置・運営費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、事務局旅費、通信機器類等リース料、管理運営費（人件費を含む。）等 ② 情報発信費 ホームページ作成・運営費等 ③ 研修会の開催費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、講師謝金、講師旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 ④ 専門部会の開催費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 ⑤ 地域戦略マッチングの開催費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等	定額

第1 区分	第2 事業内容	第3 補助対象経費	第4 補助率
(2) 新商品等開発・販路開拓事業	を担う事業者と関係者のマッチングを年に2回程度実施する。 実施に当たっては、原則として地域連携推進コーディネーター及び専門家の派遣を受けて、指導・助言を得るものとする。 ⑥ 相談体制の整備 新たな食品ビジネスの発展・拡大に向けて、支援機関等の専門家による相談体制を整備し、食品ビジネスの創出等に取り組む食品等事業者に対する相談会を年に1回開催する。 ⑦ 新たな食品ビジネス等の支援 全国プラットフォームと連携し、次に掲げる間接補助事業に対する支援を実施する。 ア 間接補助事業者が行う新たな食品ビジネス等の事業計画の策定及び実施に係る支援 イ 間接補助事業者が行う地域型協調領域実証の事業計画の策定及び実施に係る支援 ウ 新たな食品ビジネス等におけるクラウドファンディングのプロジェクトページ作成等の支援 (2) 新商品等開発・販路開拓事業 間接補助事業者が、新商品等開発・販路開拓事業に取り組むために、地域連携推進コーディネーター又は専門家の指導・助言を受けて以下に掲げる取組を実施する。 ① 新商品等の開発 地域コンソーシアムにおいて組成された、新商品、新メニュー、新サービス等（以下「新商品等」という。）の開発に必要な試作品及びパッケージデザインの開発、安全性を確保するための成分分析等を行う。	⑥ 相談体制の整備に係る経費 会場借料、資料印刷費、通信費（オンラインで実施する際に必要なアカウント料を含む。）、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 ⑦ 新たな食品ビジネス等の支援に係る経費 通信費、消耗品費、専門家謝金、専門家旅費、事務局旅費、管理運営費（人件費を含む。）等 (2) 新商品等開発・販路開拓事業 ① 新商品等の開発費 新商品等企画・実証・開発費（データを活用したマーケティング費、試作品及びパッケージデザインの開発のための開発員手当、試作品材料・資材購入費、成分分析検査費、試作品の製造・新サービス実証に関する機器のレンタル・リース料等）	定額、1／2以内（いずれも4,000千円以内） ※改正法が国会審議を経て成立した場合、新商品等開発・販路開拓事業に取り組む食品等事業者が、食料システム法第6条に基づく安定取引関係確立事業活動計画の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けられることができると見込まれる場合は、定額とする。

第1 区分	第2 事業内容	第3 補助対象経費	第4 補助率
(3) 地域型 協調領域実証 事業	なお、本取組は新商品等を消費者ニーズに合わせたより良いものに開発する観点から、3回を限度として行うことができるものとする。 ② 販路開拓の実施 (2) の①で開発された試作品の試食会及び試験販売を行い、消費者等の評価の集積を行うとともに、新商品等の販路を開拓するための展示会や商談会等への出展を行う。 (3) 地域型協調領域実証事業 地域の持続的な食料システムの確立に当たって地域コンソーシアムの食品等事業者とその他の関係者が協調して取り組むべき課題に対して、その解決に資するよう、環境負荷低減又は資源の有効活用、流通の合理化、技術開発等の共同実証・研究を行う。	② 販路開拓費 ア 消費者評価会実施費 会場借料、資料印刷費、アンケート調査票印刷費、集計整理賃金等 イ 販売促進展開費 出展料、出展旅費（1回の出展あたり2人までとし、2回分の出展費用を限度とする。）、商品紹介資料印刷費、展示品輸送費、インターネットを活用した試験販売費、消耗品費等 (3) 地域型協調領域実証経費 地域型協調領域実証事業の実施に係る経費 実証・研究員手当、調査員手当、謝金、原材料費、資材費、協調領域実証に関する機器のレンタル・リース料、検査・分析費、通信費、消耗品費等その他地域コンソーシアム関係者間で連携した共同実証・研究に要する経費	定額（(2)と併せて実施する場合も、合計4,000千円以内とする。）

別表 2（第 3 関係）

地域型食品企業等連携促進事業の配分基準

第 1 都道府県への配分額の決定

事業実施計画について、第 2 の評価基準に掲げる評価項目に定める配点基準に従ってポイントを付与した上で、ポイントの高い順に予算の範囲内で各都道府県へ配分する。

なお、評価項目に「不選定」の評価がある事業実施計画については、配分対象としないこととする。

1 輸出枠の取組に対する配分

輸出枠の対象となる取組は、今後新たに輸出を目指して行われる取組であって、その取組について輸出事業計画の認定を受ける（変更を含む。）予定であるものとする。輸出枠の対象となる事業実施計画のうち最もポイントの高い事業実施計画を輸出枠として配分することとし、輸出枠として配分とならなかった事業実施計画については、輸出枠の対象とならない事業実施計画と合わせ、ポイントの高い順に並べ、予算の範囲内で配分することとする。

2 輸出枠以外の取組に対する配分

輸出枠の対象となる事業実施計画への配分を行った後、残りの事業実施計画についてもポイントの高い順から、残りの配分可能額の範囲内で配分することとする。

3 その他

予算の効率的執行を図るため、要望額が予算額を上回る場合には、事業実施計画の内容に基づき、減額し配分する場合がある。

第 2 評価基準

評価項目及び配点基準		ポイント
【有効性】	(1) 地域の持続的な食料システム確立に向けた課題を的確に捉え、その課題を踏まえた事業目的となっているか。	
	ア 課題の捉え方が的確であり、目的が課題に適切に対応している。	5
	イ 課題を捉え、目的が概ね課題に対応している。	3
	ウ 課題を捉えているものの、目的と乖離が見られる。	1
	エ 現状の把握、課題の把握が行われていない。	不選定
	(2) 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資する取組となっており、目的に対応した事業計画となっているか。	
	ア 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に十分に資するものとなっており、目的に対応した具体的な事業計画となっている。	5
	イ 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっており、目的に対応した事業計画になっている。	3

	ウ 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっているが、目的と事業計画に乖離が見られる。 エ 事業の目的が「新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築」に資するものとなっておらず、事業計画も不明確。	1 不選定
【実現性】	(3) 新たな食品ビジネス等の創出に資する地域コンソーシアムの形成を期待することができるか。 ア 地域コンソーシアムの形成方針が事業目的に対応しており、新たな食品ビジネス等の創出に向けた食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が十分である。 イ 地域コンソーシアムの形成方針が明確であり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が十分見込まれる。 ウ 地域コンソーシアムの形成方針があり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が見込まれる。 エ 地域コンソーシアムの形成方針が不明確であり、食品等事業者を中心とした地域内の多様な関係者の参画が不十分となることが見込まれる。	5 3 1 不選定
	(4) 新たな食品ビジネス等の発展・拡大に向けて、支援機関が地域コンソーシアムに参画しているか。 ア 地域コンソーシアムにおいて、必要な支援機関との連携体制が構築されており、新しい食品ビジネスの発展・拡大への支援を十分に期待できる。 イ 地域コンソーシアムにおいて、必要な支援機関との連携体制が構築されており、新しい食品ビジネスの発展・拡大への支援が期待できる。 ウ 地域コンソーシアムに、支援機関が参画している。 エ 地域コンソーシアムに、支援機関が参画していない。	5 3 1 不選定
【継続性】	(5) 単発的な活動ではなく、事業の継続性は見られるか。 ア 新たな食品ビジネス創出等の継続性が十分に期待できる。 イ 新たな食品ビジネス創出等の継続性が期待できる。 ウ 新たな食品ビジネス創出等の継続性が期待できない。	10 3 不選定
【費用対効果】	(6) 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができるか。 ア 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される最大の効果を期待することができる。 イ 事業費が事業内容に見合ったものであり、その経費で達成される効果を期待することができる。 ウ 事業費が過大である。	5 3 不選定

【独創性・先進性】	(7) 新たな食品ビジネス等が地域におけるビジネスモデルとなり得る取組として検討されているか。 ① ビジネスモデルの要素（誰に、どのような価値を、どのように提供し、なぜ利益に繋がるのか）を備えているか。 ア 全ての要素を備えている。 イ 一定程度の要素を備えている。 ウ 要素が確認できない。	5 3 不選定
	② 事業者の経営資源の組合せによるイノベーションの創発が期待できるか。 ア イノベーションの創発が十分に期待できる。 イ イノベーションの創発が期待できる。 ウ イノベーションの創発が期待できない。	5 3 不選定
	③ 消費者ニーズを食料の生産から加工、流通を経て消費に至る食料システムの各段階（以下「食料システムの各段階」という。）で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できるか。 ア 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が十分に期待できる。 イ 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できる。 ウ 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築が期待できない。	5 3 不選定
	④ 農林水産業と食品産業の連携強化に資する取組であるか ア 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画しており、農林水産業と食品産業の連携強化が十分に期待できる。 イ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画しており、農林水産業と食品産業の連携強化が期待できる。 ウ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画している。 エ 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者に安定的に供給可能な農林漁業者等が参画していない。	5 3 1 不選定

【関連性】	(8) 改正法が国会審議を経て成立した場合、地域コンソーシアムに属する食品等事業者が、事業実施期間中に食料システム法に基づく計画の認定を受ける意思を有しており、当該認定を受けることができると見込まれる取組あるか。 注：具体的には、同法第6条に定める「安定取引関係確立事業活動計画」の認定を受けることができると見込まれる取組であるか。	2
	(9) 他の施策と連携している取組であるか。 ア 農商工等連携事業計画の認定事業者が間接補助事業に取り組む計画であるか。	1
	イ 地域未来牽引企業が間接補助事業に取り組む計画であるか。	1
	ウ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト (https://www.biz-partnership.jp/index.html) において宣言を公表している事業者（令和5年1月末時点）が間接補助事業に取り組む計画であるか。	1
	エ みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組であるか。注 注：具体的には、「環境負荷低減事業活動実施計画」、「特定環境負荷低減事業活動実施計画」、「有機協定締結」、「基盤確立事業」の認定を受けた取組であるか。	1

別表3（第5関係）

費 目	経 費 の 内 容 等
人件費	事業に直接従事する正職員、出向者、嘱託職員、管理者等の直接作業時間に対する給料その他手当とする。 人件費の算定に当たっては、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に定めるところにより取り扱うものとする。また、申請時に積算根拠となる資料を添付すること。人件費は、謝金の支払対象者に対して支払うことは認めない。 なお、別表1第1（1）の事業を委託する場合の人件費の算定については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）及び委託事業における人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第961号大臣官房経理課長通知）の定めに基づいて行うものとする。
謝 金	事業を実施するために必要な専門的知識・知見の提供、資料・情報の収集や提供を行った者又は組織に対する謝礼に必要な経費とする。 単価については、事業実施主体の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定するものとする。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、謝金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 なお、事業実施主体に対しては謝金を支払うことは認めない。
賃 金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費とする。 単価については、事業実施主体の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料の添付が必要となる。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにする必要がある。 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当では認めない。
	交通費、日当、宿泊費及び諸雑費とし、事業実施に必要な旅費とする。単価については、事業実施主体の旅費支払規則や国・都道府県・市町村の規程によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき単価を設定する。交通費及び宿泊費は格安航空券や新幹線と宿泊のパックを活用するなど最も安価なチケット等を利用するよう努めるものとする。

旅 費	申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、旅費単価等の設定根拠となる資料を提出するものとする。 なお、飛行機の利用については、精算時に各人の旅程表、請求書（出張費一括の金額ではなく、経費の内訳の分かるもの）、領収書、搭乗証明書又は搭乗券を提出すること。
需用費	事業を実施するために必要な消耗品、用具等の購入経費、翻訳費、通訳費、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、実証等で使用する原材料費（包装資材、食材費含む。）、輸送費・通関費、文献・資料等購入費等の雑費とする。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めない。 なお、購入した文献・資料等については、購入した文献名等の一覧表を作成し、農林水産省に提出すること。
役務費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本業の成果と成り立たない分析、試験、加工等を専らおこなう経費とする。
賃借料及び使用料	事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とする（事業実施主体が所有するものを使用する場合を除く。）。
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送、電話等の通信に係る経費とする。

間接補助事業者の要件
(新商品等開発・販路開拓事業)

1 共通要件

- (1) 地域の食品等事業者と農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体の参画を必須として、食料システムの各段階のそれぞれ異なる1者以上を含む計3者以上が連携して取り組むこと。また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。
- (2) 新しい考え方や技術を取り入れ、イノベーションを創発させるために、地域コンソーシアムの参画者である大学等の高等教育機関及び公設試験研究機関等が有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- (3) 消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築に取り組むこと。
- (4) 事業期間を3年から5年とする事業実施計画を作成すること。また、当該間接補助金の交付申請書の提出より前に、別記様式第2号による事業実施計画書を都道府県知事に提出すること。
- (5) 交付等要綱第20の規定による収益納付及び本要領第8の規定による事業実施状況等及び評価報告を確実に実施すること。
- (6) 間接補助事業の一部を第三者に委託する場合は、都道府県知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結すること。なお、委託する場合の契約には、精算条項を付すものとし、間接補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。

2 メニューごとの要件

- (1) 新商品等の開発にあつては、次のアからウまでを満たすものであること。
 - ア 地域内の農林水産物を活用し、かつ、消費者の需要に即したものであつて、商品等に新規性を有し、主要原材料の仕入先の確保、製造過程における技術的な課題の解決策、販売価格の設定、事業の実施体制等について事前に十分な調査・検討が行われているものであること。
 - イ 食品安全に係る対策が適切に講じられているものであること。
 - ウ 開発した新商品等にあつては、「FCP展示会・商談会シート」を作成すること。
- (2) 販路開拓に向けて行われる試験販売にあつては、次のア及びイを満たすものであること。

なお、試験販売の実施により収入が発生した場合には、当該収入のうち利益分を本事業に係る経費から差し引いて補助金の額を確定させるものであること。

 - ア 展示会等のブース又は間接補助事業者が所有し、若しくは自ら借り上げた販売スペースにおいて、限定された期間で不特定多数の者に対して必要最小限の数量を試験的に販売するものであること。
 - イ 商品の仕様、顧客の評価等の測定・分析を行い、試作品を改良して本格的な生産・販売活動につなげるためのものであること。
- (3) 食品等事業者が別表1第2の(2)の事業を行う際の同表1第4に定める補助率のうち定額の支援を受ける際、地域コンソーシアムに属する食品等事業者は、改正法が国会審議を経て成立した場合、食料システム法第6条に基づく安定取引関係確立事業活動計画の認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しており、原則としてその取組が当該認定を受けることができると見込まれるものであること。

- (4) 販路開拓の実施として行われる商談会等への出展にあつては、「F C P 展示会・商談会シート」又は「他の展示会・商談シート」を作成すること。

3 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

間接補助事業者が以下のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 間接補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 間接補助事業者の関係会社（間接補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに間接補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 間接補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 間接補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

間接補助事業者の要件
(地域型協調領域実証事業)

1 要件

- (1) 食品等事業者を必須として、関係者が連携して地域の持続的な食料システム確立に向けた実証事業に取り組むこと。また、事業の実施に当たり、成果目標の達成に向けた役割分担を定めた規約その他の文書を作成すること。
- (2) 新しい考え方や技術を取り入れ、イノベーションを創発させるために、地域コンソーシアムの参画者である大学等の高等教育機関及び公設試験研究機関等有する研究成果、技術、各種アドバイザーの知見等の導入に取り組むこと。
- (3) 事業期間を3年から5年とする事業実施計画を作成すること。また、当該間接補助金の交付申請書の提出より前に、別記様式第2号による事業実施計画書を都道府県知事に提出すること。
- (4) 本要領第8の規定による事業実施状況等及び評価報告を確実に実施すること。
- (5) 間接補助事業の一部を第三者に委託する場合は、都道府県知事にあらかじめ届け出た上で、委託する内容に関する契約を締結すること。なお、委託する場合の契約には、精算条項を付すものとし、間接補助事業者が委託して行わせることのできる範囲は事業費の2分の1までとする。

2 自社製品の調達又は関係会社からの調達がある場合の利益等排除

本事業において、補助対象経費の中に間接補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合、補助事業の実績額の中に間接補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法いかんにかかわらず、補助金の交付の目的上ふさわしくないため、以下のとおり利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 利益等排除の対象となる調達先

間接補助事業者が以下のアからウまでのいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。）は、利益等排除の対象とする。

ア 間接補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 間接補助事業者の関係会社（間接補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに間接補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記イを除く。以下同じ。）

(2) 利益等排除の方法

ア 間接補助事業者の自社調達の場合

当該調達品の製造原価をもって補助対象額とする。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合には、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりがたい場合には、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 間接補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助金対象額とする。これによりが

たい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明するものとする。また、その根拠となる資料を提出するものとする。

別記様式第 1 号（第 7 第 1 項関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業実施計画書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長〕

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

地域型食品企業等連携促進事業実施要領第 7 第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

（注） 関係書類として、「別添」及び添付書類を添付すること。

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※新たな食品ビジネス等を継続的に創出する仕組みの構築及び地域の持続的な食料システム確立に向けた課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

(2) 事業の効果

※事業の実施により、事業の目的の実現にどのような効果があるのか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※当該事業における取組（地域コンソーシアムの設置、情報発信、研修会の開催、専門部会の開催、地域戦略マッチングの実施、相談体制の整備、新たな食品ビジネス等の支援、次年度の取組検討）及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※1 事業実施年度以降の当該事業における取組（地域コンソーシアムの設置、情報発信、研修会の開催、専門部会の開催、地域戦略マッチングの実施、相談体制の整備、新たな食品ビジネス等の支援等）及びスケジュールを記載すること。

※2 地域コンソーシアム参画事業者等の創出するビジネス（新商品、サービス等）の売上向上や売上目標達成等に向けた地域コンソーシアムの取組方針、また次年度以降の地域コンソーシアムの自発的な活動（自走）に向けた方針等を記載すること。

2 目標年度及び成果目標

(1) 成果目標の概要

※事業の内容に応じて設定した定量的な成果目標とその設定根拠を記載すること。

(2) 定量的な成果目標

定量的な成果目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)
※成果目標は、本事業による成果が測定できる目標とすること（目標は複数設定可能）。			
	第3年度 (年)	第4年度 (年)	目標年度 (年)

注：事業期間（3年から5年）の最終年度を目標年度とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を

記載すること。また、目標年度には目標年度と記載すること。

(3) 成果と効果の検証方法

※成果目標の達成状況を確認できる指標を記載すること。
 ※指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、成果と効果を客観的に検証する方法を記載すること。

3 事業内容

(1) 地域コンソーシアムの設置

ア 参画予定者

事業者名	業種、事業概要等	備考
※法人名等を記載する。	※食品等事業者を核として、農林業業者若しくは農林漁業者の組織する団体とともに、支援機関その他の業種の事業者や事業概要を簡素に記載する（一覧表の提出も可）。	※地域外の事業者等は都道府県名を記載する。
参画者数	者	

注1：参画予定者は、参画が確実な事業者や関係者を記載すること。

注2：参画予定者は、想定する新たな食品ビジネス等に係る事業者や関係者のみとならないよう留意すること。

イ 地域コンソーシアムの組織体制及び関係機関との連携体制

※地域コンソーシアムに参画する事業者の構成、都道府県の担当部署及び委託先を含む事務局体制、関係機関等の連携体制がわかる図を添付してください。
 ※取得した個人情報適切に取り扱う体制及び経理について複数の者による審査体制が構築されていることがわかる内容を記載してください（図による添付でも可）。

(2) 研修会

ア 研修会の開催計画

	開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考
地域の持続的な食料システム確立に向けた連携・協調の意義や地域コンソーシアムに参画した事業者の意識醸成等に資する講義					

注：研修会は、講義内容の基本的な事項はプラットフォーム事務局が提示のうえ、原則として講師を派

遣して実施するものとする。

(3) 専門部会

ア 専門部会の設置内容

設置する専門部会等	検討する課題	出席業種	出席人数	備考
①				
②				
③				
④				
⑤				

注1：専門部会の設置は必須として、その運営について、プラットフォーム事務局と連携し、実施するものとする。

注2：検討するテーマを設定して、テーマごとに専門部会を組成し、年に2回程度開催するものとする。

注3：次年度の地域の課題や取組の検討を必要に応じて実施できるものとし、実施する場合はその内容等を記載すること。

(4) 地域戦略マッチング

ア 地域戦略マッチングの開催計画

開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考

注：専門部会での検討結果を基にした新たな食品ビジネス等の基本構想を検討するとともに、新たな食品ビジネス等を担う事業者のマッチングを実施するものとする。

イ 想定する新しい食品ビジネス等の概要

想定する新たな食品ビジネスの概要

※新商品等開発・販路開拓事業に取り組む場合は、想定する新たな食品ビジネスの概要について記載すること。

【活用する農林水産物】

【新商品・新メニュー・新サービス等の内容】

※地域の持続的な食料システム確立に資する新商品・新メニュー、新サービス等の内容を記載する。

【新たな食品ビジネスの担い手像】

【想定される売上及び市場規模】

【新たな食品ビジネスが目指すもの】

※地域の持続的な食料システム確立に資する新たな食品ビジネスモデルとして以下の要素を記載すること。

- ① 新たな食品ビジネスの顧客は誰なのか
- ② なぜ、地域の持続的な食料システムの確立につながるのか。
- ③ どのようにして価値を提供するのか
- ④ なぜ利益に結び付くのか

想定する地域型協調領域実証の概要

※地域型協調領域実証に取り組む場合は、想定する地域型協調領域実証の概要について記載すること。

【実施する地域型協調領域実証の分野】

【地域型協調領域実証の内容】

【地域型協調領域実証を主として担う事業者のイメージ】

【想定される地域型協調領域実証の成果】

ウ 新たな食品ビジネスの創出等に向けた地域コンソーシアムの取組

※地域コンソーシアムの取組を通じて地域の特性、地域コンソーシアムに参画した事業者の経営資源、支援機関等の研究成果や技術、知見、役割等を踏まえて、新たな食品ビジネスの創出等に向けた都道府県（地域コンソーシアム含む）の取組や体制の構築について記載すること。

地域型協調領域実証に取り組む場合は、その取組についても記載すること。

【イノベーションの創発】

【消費者ニーズを食料システムの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの構築】

（５）相談体制の整備

ア 相談体制の整備

相談体制の内容	支援機関	支援機関の専門家	備考
資金融通相談 新技術導入相談 販路拡大相談 等	●●銀行 ●●研究所 ●●商工会 ●●産業支援機構 等	資金融通 ●●技術専門家 ●●アドバイザー 等	

イ 相談会開催計画

開催時期	開催場所	参加人数	開催内容	備考
------	------	------	------	----

--	--	--	--	--

(6) 新たな食品ビジネス等の支援方針

※新商品等の開発・販路開拓経費の補助、地域型協調領域実証経費の補助、クラウドファンディングの活用、関係機関による支援体制構築の方針を記載すること。

注：地域コンソーシアムにおいて、地域型協調領域実証に取り組む場合は、その取組も記載すること。

(7) 地域コンソーシアムの継続性

※新たな食品ビジネスの創出等、ノウハウの蓄積方法、事業実施年度の次年度以降のコンソーシアムの継続に向けた取組を記載すること。

注：地域コンソーシアムにおいて地域型協調領域実証に取り組む場合は、その取組も記載すること。

(8) 農林水産業と食品産業の連携強化に資する取組

該当する項目にチェックすること。

ア 地域コンソーシアムに、新商品等の原材料となる農林水産物について、実需者の需要に応じた供給が可能な農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体が参加しているか。

☐ 該当する

イ 地域コンソーシアムに、生産者とのコミュニケーションに資する消費者が参画しているか。

☐ 該当する

(9) 行政施策との関連性等

該当する項目にチェックすること。

ア 改正法が成立した場合、以下に掲げる計画について食料システム法に基づく認定を事業実施期間終了までに受ける意思を有しているか。

① 連携支援計画

☐ 該当する

② 安定取引確立事業活動計画

☐ 該当する

イ 農商工等連携事業計画の認定事業者が間接補助事業に取り組む計画であるか。

☐ 該当する

ウ 地域未来牽引企業が間接補助事業に取り組む計画であるか。

☐ 該当する

エ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)において宣言を公表している事業者（令和5年1月末時点）が間接補助事業に取り組む計画であるか。

☐ 該当する

オ みどりの食料システム戦略の実現に資する取組か。

☐ 該当する

カ 農林水産物・食品の輸出促進に資する取組か。

☐ 該当する

キ 輸出枠（輸出事業計画の認定に向けた）の取組か。

☐ 該当する

(10) 事業費積算書

ア 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

イ 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
※事業の実施内容と積算の関係が分かるよう具体的に記載すること。 【地域食料システムプロジェクト推進事業】 【新商品等開発・販路開拓（間接補助事業）】 【地域型協調領域実証（間接補助事業）】		円	円	
合計				
補助金額				

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

注2：間接補助事業の積算内訳は、実施する間接補助事業のみ計上すること。

注3：事業を委託して行わせるときは、次に掲げる事項を備考欄に明記すること。

①委託先が決定している場合は委託先名

②委託する事業の内容及びそれに要する経費

(11) 添付書類

（8）のア若しくはイ又は（9）のア～カの項目において「該当する」にチェックをした場合は、それぞれ該当する以下の資料を添付すること。

ア 新商品等の原材料となる農林水産物について、地域コンソーシアムに参画する農林漁業者、農林漁業者の組織する団体が新商品等に必要な量や品質を満たす供給が可能なことを確認できる資料（例：原材料となる農林水産物の生産計画・販売計画等の量が分かる資料及び、生産履歴や成分検査証明書などの原材料となる農林水産物の品質が分かる資料）

イ 消費者が地域コンソーシアムにおいてどのように生産者とのコミュニケーションを図るのかが分かる資料（例：消費者ニーズを新たな食品ビジネスに係る商品等や農林水産物の生産に反映するための取組に協力する消費者の概要など）

ウ 農商工等連携事業計画の認定事業者が間接補助事業に取り組む計画であることが確認できる資料

エ 地域未来牽引企業が間接補助事業に取り組む計画であることが確認できる資料

オ 「パートナーシップ構築宣言」を作成・公表している事業者が間接補助事業に取り組む計画であることが確認できる資料

カ みどりの食料システム戦略の実現に資する取組であることが確認できる資料

キ 農林水産物・食品の輸出促進に関する取組であることを確認できる資料

ク その他地方農政局長等が特に必要と認める資料

- (注) 1 記載事項及び添付書類が、既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するにあたって当たっては、提出済の資料の名称、その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 3 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。
- 4 改正法が成立し施行された後、食料システム法に基づく計画認定を受けた場合、速やかに証拠書類の写しを追加提出すること。

(12) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく基本方針において示された、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組について、別紙環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートを提出すること。ただし、本事業においては、みどり認定を担当する部局等がチェックシートの提出を行うことから、事業実施にあたり、みどりの食料システム戦略を理解し、関係法令を遵守した上で、チェックシートの提出を省略できることとする。なお、「関係法令」とは、以下に掲げるもののうち該当するものをいう。

- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

<参考サイト>

みどりの食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

別紙 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

都道府県名： _____
 担当部署・担当者： _____

	申請時 (します)	1 エネルギーの節減	報告時 (しました)
(1)	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
(2)	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	☐
(3)	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	2 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
(4)	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
(5)	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	3 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
(6)	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐

(注) 第7第1項の規定による事業実施計画の提出に当たっては、該当する項目の「申請時（します）」欄の「□」にチェックすること。また、事業実施後に取り組んだ内容を「報告時（しました）」欄の「□」にチェックして報告すること。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

別記様式第2号（第7第1項関係）

番 号
年 月 日

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業実施計画書
（新商品等開発・販路開拓）

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

地域型食品企業等連携促進事業実施要領第7第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

（注） 関係書類として、「別添」及び添付書類を添付すること。

別添

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の持続的な食料システムの確立にあたっての課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

(2) 事業の効果

※事業の実施により、事業の目的の実現にどのような効果があるのか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※当該事業における取組（新商品等の企画・実証・開発、消費者評価会の実施、販売促進展開）及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組とスケジュールを記載すること。

2 事業実施主体等

(1) 事業実施主体及び事業を連携して実施する事業者

	名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割
①					
②					
③					

注1：地域コンソーシアムの参画者である地域の食品等事業者と農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体を必須として、食料システムの各段階のそれぞれ異なる1者以上を含む計3者以上が連携して事業に取り組むこと。

注2：事業実施主体（食品等事業者）を①に記載し、事業を連携して実施する事業者を②以降に記載すること。欄が不足する場合は適宜、番号を付して欄を設けること。

(2) 事業の実施に当たっての連携協力者

名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割

注：事業の実施にあたり連携協力する事業者や関係者を記載する。特に、イノベーションの創発、バリューチェーンやサプライチェーンの構築にあたり、連携協力する者があれば記載すること。

3 目標年度及び成果目標

(1) 成果目標の概要

※事業の内容に応じて設定した定量的な成果目標とその設定根拠を記載すること。

(2) 定量的な成果目標

定量的な成果目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)
※本事業において創出する ビジネス（新商品・サービス）等の売上目標を設定すること（目標は複数設定可能）。			
	第3年度 (年)	第4年度 (年)	目標年度 (年)

注：事業期間（3年から5年）の最終年度を目標年度とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。また、目標年度には目標年度と記載すること。

(3) 成果と効果の検証方法

※成果目標の達成状況を確認できる指標を記載すること。
※指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、成果と効果を客観的に検証する方法を記載すること。

4 事業内容

(1) 事業戦略（ビジョン）の概要

--

(2) 新商品・新メニュー・新サービス等の概要

新商品等名	概要
-------	----

	※事業の内容、新商品等の内容、ターゲットとする顧客・市場、市場・顧客ニーズ、新規性・独自性・ノウハウ、市場・顧客規模と市場特性、競合状況と競争力、マーケティング、考えられるリスク等を記載する。
--	--

- (3) 消費者ニーズをサプライチェーンの各段階で共有し、商品やその原材料である農林水産物の品質向上等につなげる仕組みの内容

--

- (4) 新商品等開発・販路開拓の取組内容

ア 新商品等開発の実施

(ア) 試作品の製造に関する資材の購入の内訳

資材名	購入量	備考

(イ) 成分分析の実施

実施時期	分析の種類・品目	実施場所	備考

注：開発商品の衛生、安全性、成分等を検査するための分析について記載すること。

(ウ) 試作品の製造に関するリース、レンタル機器等内訳

対象機器	機種名					
	形式名					
	数量	台	単価	円	金額	円
	処理能力	トン／日				
設置場所						
用途 (具体的に)						

注1：複数の機械をリースする場合には、機械ごとにそれぞれ作成すること。

注2：対象機器の仕様書、カタログ又は見積書の写しを添付すること。

イ 販路開拓の実施

(ア) 消費者評価会の実施

実施時期	実施内容	実施場所	対象者	試供品の作成・提供数

(イ) 試験販売等の実施

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の作成・提供数

(ウ) 商談会等への出展

実施時期	開催場所	開催内容	来場 対象者	試供品の作成・提供数

(5) 売上計画の概要

新商品等名	事業実施 年度 (年)	第2年度 (年)	第3年度 (年)	第4年度 (年)	第5年度 (年)	目標年度/ 第2年度
						%
計						

4 持続的な食料システムの確立に向けた取組を促進する計画制度との関連性

改正法が国会審議を経て成立した場合、食料システム法第8条に基づく安定取引関係確立事業活動計画の認定を受ける意思を有しているか（該当する場合はチェックすること）。

☐ 該当する

5 事業費積算書

(1) 経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

(2) 積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
		円	円	
新商品等企画・実証・開発費				
消費者評価会実施費				
販売促進展開費				
合計				
交付金額				

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

注2：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

6 添付書類

(1) 事業実施主体のうち申請者の概要

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿
- ウ 事業計画、収支予算書及び収支決算書等

(注) 改正法が成立し施行された後、食料システム法に基づく計画認定を受けた場合、速やかに証拠書類の写しを追加提出すること。

(2) みどりの食料システム法に基づく基本方針において示された、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組に係る別紙チェックシート

- (注) 1 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 3 添付を省略した資料のうち、都道府県知事の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

<参考サイト>

みどりの食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

別紙 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

事業名： _____

組織名： _____

代表者名： _____

住所： _____

連絡先： _____

	申請時 (します)	1 適正な施肥	報告時 (しました)
(1)	☐	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 ※農産物等の調達を行う場合のみ	☐

	申請時 (します)	2 適正な防除	報告時 (しました)
(2)	☐	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） ※農産物等の調達を行う場合のみ	☐

	申請時 (します)	3 エネルギーの節減	報告時 (しました)
(3)	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
(4)	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
(5)	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
(6)	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める ※肥料・飼料等の製造を行う場合のみ	☐

	申請時 (します)	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
(7)	☐	食品ロスの削減に努める ※と畜場でない場合（と畜場である場合□）	☐
(8)	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
(9)	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合	☐
(10)	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合のみ	☐

	申請時	7 環境関係法令の遵守等	報告時
--	-----	--------------	-----

	(します)		(しました)
(11)	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
(12)	☐	関係法令の遵守	☐
(13)	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
(14)	☐	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ	☐
(15)	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(注) 1 第7第2項の規定による事業実施計画の提出に当たっては、該当する項目の「申請時(します)」欄の「☐」にチェックすること。また、事業実施後に取り組んだ内容を「報告時(しました)」欄の「☐」にチェックして報告すること。

2 (12)の「関係法令」とは、以下に掲げるもののうち該当するものをいう。

- ・ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・ 植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

別記様式第2号（第7第1項関係）

番 号
年 月 日

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業実施計画書
（地域型協調領域実証事業）

都道府県知事 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

地域型食品企業等連携促進事業実施要領第7第1項の規定に基づき、関係書類を添えて提出する。

（注） 関係書類として、「別添」及び添付書類を添付すること。

別添

1 事業の目的及び効果等

(1) 事業の目的

※地域の持続的な食料システム確立に向けて解決すべき課題を踏まえた事業の目的を記載すること。

(2) 事業の効果

※事業の実施により、事業の目的の実現にどのような効果があるのか記載すること。

(3) 事業の実施方針

ア 事業実施年度の実施方針

※当該事業における取組及びスケジュールを記載すること。

イ 事業実施年度以降の実施方針

※事業実施年度以降の当該事業の取組を推進するための取組とスケジュールを記載すること。

2 事業実施主体等

(1) 事業実施主体及び事業を連携して実施する事業者

	名称	所在地	代表者名	業種	事業上の役割
①					
②					
③					

注1：事業実施主体（食品等事業者）を①に記載し、事業を連携して実施する事業者を②以降に記載すること。欄が不足する場合は適宜、番号を付して欄を設けること。

3 目標年度及び成果目標

(1) 成果目標の概要

※事業の内容に応じて設定した定量的な成果目標とその設定根拠を記載すること。

(2) 定量的な成果目標

定量的な成果目標	事業実施前年度 (年)	事業実施年度 (年)	第2年度 (年)
----------	-----------------	----------------	--------------

※目標年度までに地域型協調領域実証事業の直接的な成果が確認できる目標となるよう設定すること（目標は複数設定可能）。			
	第3年度 （ 年）	第4年度 （ 年）	目標年度 （ 年）

注：事業期間（3年から5年）の最終年度を目標年度とし、目標年度までの間の定量的な数値目標を記載すること。また、目標年度には目標年度と記載すること。

（3）成果と効果の検証方法

※成果目標の達成状況を確認できる指標を記載すること。 ※指標の計測・確認方法を明らかにし、事業の実施前後を比較し、成果と効果を客観的に検証する方法を記載すること。
--

4 事業内容

（1）地域型協調領域実証事業の概要

概要
※事業の内容等を記載する。

5 事業費積算書

（1）経費の効率性

※最小の経費で事業を効率的に実施するための工夫を記載すること。

（2）積算内訳

区分	員数	単価	金額	備考（員数等の根拠等）
		円	円	
合計				
交付金額				

注1：備考欄には、消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額が

ない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

注2：人件費を計上する場合は、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号大臣官房経理課長通知）に基づき、算定すること。

6 添付書類

（1）事業実施主体のうち申請者の概要

- ア 定款又はこれに準ずる規約
- イ 役員等名簿
- ウ 事業計画、収支予算書及び収支決算書等

（2）環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。）に基づく基本方針において示された、農林漁業に由来する環境負荷低減に向けた取組に係る別紙チェックシート

- （注）1 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 2 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 3 添付を省略した資料のうち、都道府県知事の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。

<参考サイト>

みどりの食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/houritsu.html>

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書（業種別）

<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

別紙 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート

事業名： _____

組織名： _____

代表者名： _____

住所： _____

連絡先： _____

	申請時 (します)	1 適正な施肥	報告時 (しました)
(1)	☐	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 ※農産物等の調達を行う場合のみ	☐

	申請時 (します)	2 適正な防除	報告時 (しました)
(2)	☐	環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲） ※農産物等の調達を行う場合のみ	☐

	申請時 (します)	3 エネルギーの節減	報告時 (しました)
(3)	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
(4)	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐
(5)	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	4 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
(6)	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める ※肥料・飼料等の製造を行う場合のみ	☐

	申請時 (します)	5 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
(7)	☐	食品ロスの削減に努める ※と畜場でない場合（と畜場である場合□）	☐
(8)	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	6 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
(9)	☐	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合	☐
(10)	☐	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※特定事業場である場合のみ	☐

	申請時	7 環境関係法令の遵守等	報告時
--	-----	--------------	-----

	(します)		(しました)
(11)	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
(12)	☐	関係法令の遵守	☐
(13)	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	☐
(14)	☐	機械等の適切な整備と管理に努める ※機械等を扱う事業者等である場合のみ	☐
(15)	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

(注) 1 第7第2項の規定による事業実施計画の提出に当たっては、該当する項目の「申請時(します)」欄の「☐」にチェックすること。また、事業実施後に取り組んだ内容を「報告時(しました)」欄の「☐」にチェックして報告すること。

2 (12)の「関係法令」とは、以下に掲げるもののうち該当するものをいう。

- ・ 農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・ 植物防疫法（昭和25年法律第151号）
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）
- ・ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>

- ・ 本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。
- ・ 記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。

上記について、確認しました→☐

別記様式第3号（第7第2項関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業補助金
交付決定前着手届出書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

事業に着手した後は、交付決定を受けるまでは、総括審議官が別に定める事業実施計画の変更を行わないことを条件に、交付決定を受ける前に事業に着手したいので、地域型食品企業等連携促進事業実施要領第7第2項の規定に基づき届け出る。

記

- 1 事業の区分
- 2 事業費（円）
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前に事業に着手する理由

別記様式第4号（第8第1項関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業実施要領の事業実施状況及び評価報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（北海道にあつては北海道農政事務所長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年度に実施した事業に係る事業成果状況について、地域型食品企業等連携促進事業実施要領第8第1項に基づき、下記のとおり報告する。

記

定量的な成果目標						
区分	総事業費	補助金				完了年月日
		補助金	都道府県費	市町村費	その他	
〇〇事業	円	円	円	円	円	

年度	事業実施主体の自己点検結果及び自己評価	計画時の目標値 (A)	実績値 (B)	達成率 (C)	事業実施状況概要
目標年度					
実績（初年度）					
実績（第2年度）					
実績（第3年度）					
実績（第4年度）					
実績（第5年度）					

- （注）1 「事業実施主体の自己点検結果及び自己評価」の欄には、事業実施計画書に掲げた成果目標の達成状況（経過年度の進捗状況）について、自己評価と取組状況（取組、課題とその解決方法、改善状況等）を記載するとともに、「別表2 配分基準」の「第2 評価基準」の全ての評価項目について、自己評価と取組状況を記載すること。
- 2 「達成率」の欄には、事業実施年度（初年度）から目標年度までの間の目標値に対する実績値の比率を記載すること。
- 3 「事業実施状況概要」の欄には、別記様式第1号の実施方針（取組内容とスケジュール）を簡潔に記載すること。

別記様式第5号（第9第1項関係）

〇〇年度地域型食品企業等連携促進事業収益状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（ 北海道にあつては北海道農政事務局長
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長
間接補助事業者にあつては都道府県知事 ）

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知があつた地域型食品企業等連携促進事業に関する〇〇年度の収益の状況について、地域型食品企業等連携促進事業実施要領第9第1項に基づき、別添のとおり報告する。

別添

1 報告内容

1	間接補助事業者の名称						
2	会計年度（決算期間）	年 月 日 ～ 年 月 日					
3	事業の概要						
4	事業で取り組んだ新商品等名等						
5	事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日					
6	販売実績、費用等						
	項 目	事業実施年度	事業年度 (1年目)	事業年度 (2年目)	事業年度 (3年目)	累計額	備考
(1)	事業に係る特許権等の収益の額（円）	—					
(2)	事業による成果の供与による収益の額（円）	—					
(3)	事業により開発された商品の売上高（販売実績）の額（円）	—					ΣA_i
(4)	(3)の売上高を得るために要した費用の額（本事業実施に要した費用除く。）（円）	—					ΣE_i
(5)	本事業実施に要した費用の額（円）						C
(6)	補助金の確定額（円）		—	—	—		D
(7)	納付額（円）	—					E
(8)	納付すべき事業収益額（円）	—	—	—	—		E_i
7	収益の状況に関する事項	—					
8	事業継続に関する事項	—					

2 添付書類

事業により開発された商品に係る売上高及び費用に関する資料等（貸借対照表及び損益計算書等）

(注) 1 この報告書は販売実績等の有無にかかわらず、事業終了年度の翌年度から3年間の状況を、決算期ごとに（半年決算の場合にあっては、下半期の決算の終了後ごとに）提出すること。

2 「6 販売実績、費用等」の欄には、本事業に係る報告対象年度の以前から販売実績等がある場合には、当該販売実績等を合計して記入すること。

- 3 「（１）事業に係る特許権の収益の額」の欄には、事業に係る特許権等の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定による収益の額を記入すること。
- 4 「（３）事業により開発された商品の売上高（販売実績）の額」の欄には当該年度の売上高を記入すること。
- 5 「（４）（３）の売上高を得るために要した費用の額（本事業実施に要した費用除く。）」の欄には、当該年度の売上高を得るに要した費用（製造原価、販売費および一般管理費等）を記入すること。
- 6 「（５）本事業実施に要した費用の額」の欄について、「事業実施年度」の欄には、本事業による新商品等開発及び当該新商品等の改良に要した交付対象事業費のほか、これを補完するため自己負担により行われた新商品等開発及び当該新商品等の改良に要した費用等を、「事業年度（１年目）～（３年目）」の欄には、事業終了後に、自己負担により行われた新商品等の改良に要した費用等を記入すること。
- 7 「（６）補助金の確定額」の欄には、本事業の交付金の確定額を記入すること。
- 8 「（７）納付額」の欄には、当該年度に納付した額を記入すること。
- 9 「（８）納付すべき事業収益額（ E_i ）」の欄には計算式 $[E_i = \{ (\sum A_i - \sum E_i) - (C - D) \} D / C - E]$ を用いて算出した額を記入すること。
- 10 「７ 収益の状況に関する事項」の欄には、収益の状況について記載すること。収益が上がらなかった場合、その要因について売上と費用の両面から分析を行い、収益の発生に向けた改善策について具体的に記載すること。
- 11 「８ 事業継続に関する事項」の欄には、事業の継続方針を記載すること。間接補助事業を中止した場合は中止した期日を記載すること。
- 12 記載事項及び添付書類が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他の資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。
- 13 添付書類が申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。
- 14 添付を省略した資料のうち、地方農政局長等の求めがあった資料については、遅滞なく提出しなければならない。